

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

国の恩給改定に準じ、恩給年額の引上げを行う。

2 改正の内容

- (1) 令和 7 年度の国の恩給年額が約 1.9 % 引き上げられたことに伴い、当市の恩給年額も同様に引き上げることとし、岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例（平成 8 年条例第 13 号）の附則のうち、退隠料及び遺族扶助料に関する規定の整備を行う。（本条例の本則による改正）
- (2) その他恩給年額の計算の基礎となっている恩給年額に関する規定を定める。（本条例の附則第 2 項及び第 3 項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

岩見沢市条例第16号

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例（平成8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同条の表中「1,163,300円」を「1,185,900円」に、「872,400円」を「889,400円」に、「697,900円」を「711,500円」に、「813,400円」を「829,200円」に、「610,000円」を「621,900円」に、「488,000円」を「497,500円」に改める。

附則第4条第1項第1号中「273,900円」を「279,100円」に改め、同項第2号中「156,400円」を「159,400円」に改め、同項第3号及び同条第2項中「156,000円」を「159,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(退隱料等の年額の改定)
- 2 退隱料及び遺族扶助料については、令和7年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別

表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、この条例による改正後の岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

3 前項の規定による恩給年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表（附則第2項関係）

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
1,178,000円	1,200,900円	2,718,300円	2,771,200円
1,230,100円	1,254,100円	2,809,100円	2,863,800円
1,283,800円	1,308,800円	2,862,600円	2,918,300円
1,336,800円	1,362,900円	3,017,300円	3,076,100円
1,391,200円	1,418,300円	3,094,200円	3,154,500円
1,424,900円	1,452,600円	3,174,400円	3,236,200円
1,458,600円	1,487,100円	3,328,900円	3,393,700円
1,497,000円	1,526,100円	3,484,600円	3,552,500円
1,551,600円	1,581,800円	3,525,300円	3,593,900円
1,598,600円	1,629,800円	3,654,000円	3,725,100円
1,642,600円	1,674,600円	3,836,600円	3,911,300円
1,695,600円	1,728,600円	4,017,500円	4,095,800円
1,749,100円	1,783,100円	4,129,200円	4,209,600円
1,807,300円	1,842,500円	4,238,100円	4,320,700円
1,866,300円	1,902,600円	4,459,200円	4,546,100円
1,939,700円	1,977,500円	4,675,700円	4,766,800円
1,986,100円	2,024,800円	4,718,200円	4,810,100円
2,045,800円	2,085,600円	4,886,500円	4,981,600円
2,104,000円	2,145,000円	5,098,600円	5,197,900円

2,219,300 円	2,262,600 円	5,309,700 円	5,413,100 円
2,250,400 円	2,294,200 円	5,519,300 円	5,626,800 円
2,339,300 円	2,384,900 円	5,651,700 円	5,761,700 円
2,457,400 円	2,505,300 円	5,792,700 円	5,905,500 円
2,588,000 円	2,638,400 円	6,064,300 円	6,182,400 円
2,654,700 円	2,706,400 円		

備考 恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が 6, 064, 300 円を

超える場合においては、当該給料年額を仮定給料年額とする。